

May, 1935.

105

か栽培に関係があるのかは筆者は知り得ない。イトスキランが九州に産することは確かだ植物分布上一寸面白いと思ふ。菊科のこの型の分布をせる著しく目立つものは、*Chrysanthemum sibiricum*, *Aster Maackii*, *Aster tataricus*, *Artemisia stolonifera*, *Artemisia rebripes*, *Senecio argunensis*, *Senecis longe-ligulatus*, *Saussurea gracilis*, *Saussurea Maximowiczii*, *Saussurea ussuriensis*, *Achillea ptarmicoides*, *Syneilesis palmata* で山地の植物である。もつとも *Chrysanthemum sibiricum* は海岸にもあるが。

抄 録

故ジョン ブリツケー氏：——1930年ケンブリッジ萬國植物會議に於て修正されたる 萬國植物命名規則 (John BRIQUET (+):——International Rules of Botanical Nomenclature revised by the International Botanical Congress of Cambridge, 1930年——Jena (1935)).

1930年に英國ケンブリッジに於ける萬國植物會議の結果修正されたる萬國植物命名規則はジョン ブリツケー氏の死により A. B. RENDLE 氏が英文の規則を書いて Journ. of Botany LXXII June, 1934 の Supplement p.p. 1—29 に出したが今度英文に佛譯、獨譯を加へ屬の保留名の表、園藝植物の命名、提案されたる屬の保留名、リンネ氏の屬名の提案されたる標準種、顯花植物の保留屬名の提案されたる標準種、及び佛文の Index を附して Jena の GUSTAV FISCHER より出版された。これは本年度 1935 年の Amsterdam 會議の爲めに出されたものである。

1910年のブラッセル會議の萬國植物命名規則は 中井猛之進博士が 岩波講座生物學「植物命名規則に就いて」(昭和五年六月)に譯記して居られる。ケンブリッジ會議については早田文藏博士が植物學雜誌四十五卷(1931) p. 73. に其の主要なる修正につき報じて居られる。今度の修正の命名規則は ブラッセル會議の規則と多少條文も用語も條文の順序も變つてゐるところあり從來のものにない條文も加つてゐるので、無論小生の如き經驗知識なき若輩のなし得るところではないし、そしてこれは専門家の何にかの役に立つつもりで抄録するのではないが、地方に植物を研究される方々で手近に條文を見る事の出來ぬ會員の爲めに譯述し本誌に連載する。譯述には主文なる英語より比較的直譯したが英文の曖昧なところには佛文の直譯を附した、通じて英、佛、兩文を参照し、中井猛之進博士のブラッセル會議規則を指針とし、用語の譯もこれに従つた謹んで敬意を表する。尙筆者は將來經驗豊富、學識高き本邦分類學者の萬國植物命名規則日本文とこれの條文に對して親切なる註釋を附し一般分類學者の指針たらしめられんことを熱望する。(北村四郎)

萬國植物命名規則

第 I 章 一般的考察及び指導原理

第 1 條 植物學は萬國の大多數の植物學者により使用される正確なる命名法なくしては満足なる進歩をなし得ない。

第 2 條 この正確なる命名法が基礎をおく規定は原理、規則及び勸告とに分る。原理（第 1-9, 10-14, 15-19¹⁾ 條）は規則と勸告との基礎をなす。規則の目的は過去の命名を整理し且つ未來の命名に備ふることである。規則は常に既往に遡る：規則に反する名及び命名形式は（不適法名或ひは形式）は主張し得ない。勸告は補助の點を論じ、其の目的は將來の命名により大なる統一と明白をもたらすことである；勸告に反する名或ひは形式はその反する爲めに廢棄され得ない、然しそれ等反することは倣ふべからざるものである。

第 3 條 命名規約は簡單にして且つ充分明白なる概念に基礎をおき且つ何人にも了解せしめ、承認せしめねばならぬ。

第 4 條 命名の要點は：(1) 名の確立を目的とし(2) 誤又は曖昧を起し或ひは科學を混亂する名又は形式の使用を避け又は廢棄するにあり。次に重要なはずべての不要なる名の創成を避くる事である。他の概念、例へば絶對的文法上の正確さ、名の齊一、口調、多少とも流行せる習慣、人に關する件等は其の重要さは認むるも比較的從となる。

第 5 條 適當なる規則なき場合、或ひは規則の結果の疑はしき場合は定まれる習慣が用ひられる。

第 6 條 植物命名法は動物命名法とは獨立のものである。即ち植物の名稱は動物の名稱と同一であるとの理由のみにより廢棄さるべきでない。然し若し或る生物が動物より植物界に移される場合は植物命名規則に依り規定された形式で植物命名として引き次がるべきである、そして若し或る生物が植物より動物に移される場合は其れの名稱は植物命名に於ける其の原状を保留する。

第 7 條 凡ての群の名稱は通常拉丁語又は希臘語より採用される。拉丁語以外の國語より採用されるか、或ひは勝手な方法により構成された場合には拉丁語の如くに取扱はれる。拉丁語尾は新名に出来る限り用ひるべきである。

第 8 條 命名法は(1) 分類群の等級を指示する術語(第 10-14 條)；(2) 箇々の群に適用される(佛譯にては「特有なる名」)名(第 15-72 條)を規定する。

第 9 條 特に明記されたる例外を除けば植物命名法の規則及び勸告は現世及び化石の植物界のすべての群に適用す。

第 2 章 分類群の概念 (categories) と其れを指示する術語

(第 10-14 條、勸告 I, II)

第 10 條 箇々の植物は種間雜種とキメラを除き (species) 種に屬する、各種は屬 (genus) に、各屬は科 (familia) に、各科は目 (ordo) に、各目は綱 (classis) に、各綱は門 (divisio) に屬する。

第 11 條 多くの種の中に變種 (varietas)、品種 (forma) 及び系統 (race) 或ひは生態品種 (biological form) (forma biologica) を區別する；寄生種にては特別品種 (forma specialis), 裁

1) 第 19 條は原理であり且つ規則である。

May, 1935.

107

培種にては尙一層多くの區別をする。多くの屬には節 (sectio) を、多くの科には族 (tribus) を區別す。

勸告 I. 寄生植物、特に寄生菌に於て生物學の見地より區別するが形態學の見地よりは極めて少しか又は全く區別しない型に種の價値を與へぬ 著者は其の種の中に異なる寄主につくことにより區別される特別品種 (forma specialis) をわけるべきである。

第 12 條 次ぎに尙一層多くの中間群が必要な場合には群の名の前に亞 (sub) なる語を附して作られる。即ち亞科 (subfamilia) は科と族との間の概念をあらはし、亞族は族と屬との中間の概念を表す等、野生植物に對しては概念の上下の分類は次ぎの順の如く二十三級となる：Regnum vegetabile, Divisio, Subdivisio, Classis, Subclassis, Ordo, Subordo, Familia, Subfamilia, Tribus, Subtribus, Genus, Subgenus, Sectio, Subsectio, Species, Subspecies, Varietas, Subvarietas, Forma, Forma biologica, Forma specialis, Individuum.

この概念の目録に不足なる場合は混雜と誤りとを起さぬ限り補助概念の挿入により増加し得る。

例：列 (Series), 及び亞列 (Subseries) は亞節と種との間に挿入される概念である。

勸告 II. 屬又は屬の區分内に於ける種の配列は印刷記號、文字、又は數字にてされる。

種の中で亞種の配列は文字又は數字にてされ；變種の配列は希臘文字 α, β, γ , 等の列にてなされる。變種の下に群及び混種は文字、數字或ひは印刷記號を著者の意志により用ひられる。

第 13 條 これ等の概念の各々の定義はある點まで箇人の意見により及び科學の程度により變化する；然しながらこれ等相互の順序は習慣により認められたものであつて變更さるべきでない。かゝる變更を含む分類は許さるべきでない。

許されぬ變更の例：品種が變種に分けられ、種が屬をふくみ、屬が科又は族をふくむ等；例へば HUGH (in ENGLER, Bot. Jahrb. XX, 337: 1895) は *Delphinium* の亞屬を族に分かちたり。

第 14 條 或る種は他の種との交配に依り雜種 (hybrida) を生じ；種の變形或ひは區分が同種の他の變形との交配により混種 (mitus) を生ず。

第 3 章 分類群の名 (第 15-72 條、勸告 III-L)

第 I 節 一般の原理；先主權 (第 15-17 條、勸告 III)

第 15 條 分類群に一つの名を附する目的は其の群の特徴又は歴史をあらはすのでなく、其れを参照する手段を備へる爲めである。

第 16 條 各群は與へられたる限界、位置及び級に於てたゞ一つの正當なる名¹⁾、命名規則に一致せる最も古き名を有する。

第 17 條 何人たりとも事實を一層深く研究せる結果又は規則に反せるものを除く必要に基くが如き慎重なる動機なくしては名 (又は名の組合せ) を變更し得ない。

勸告 III. 命名の變更は充分なる分類的研究の後に於てのみさるべきである。

1) 屬及びより高き級の群に於ては、正當なる名は同じ級にて發表されし最も古き名にして命名規則及び第 20 條及び第 21 條の條項に適合することを要す。

屬の區分に於ては正當なる名は同じ級にて發表されし最も古き名にして其の名及び其の屬名との組合せが命名規則に適合することを要す。

種及びより低き級の群に於ては、正當なる名は同じ級にて發表されし最も古き性質形容詞をふくむ二つ又は三つの組合せであつて、この組合せは命名規則に適合することを要す。

第2節 原型 (type) 法式 (第18條, 勸告 IV-VIII)

第18條 分類群の名の適用は命名上の原型に因つて決定される。命名上の原型とは、採用された名たと異名たとを問はず其の群の名が永久に結び付けられてある群の一部分により構成さる。群の名は其の名の原型が除外された場合變更されねばならぬ。(第66條参照)。

目又は亜目の名の原型は科、科、亜科、族、又は亜族の名の原型は屬、屬の名の原型は種、種又はより低き級の群は常に一つの標品又はプレパラートである。然しある種に於ては原型は以前の著者に依り與へられた記載又は圖である。標品又はプレパラートの永久の保存が不可能なる場合は種又は種の区分の名の適用は原記載又は圖に依つて決定される。

注意：命名上の原型は必ずしも其の群の最も標準的なる又は代表的なる要素ではない；それは單に其の群の名が永久に結び付けられてある群の一部分に過ぎない。

例：*Malvales* といふ名の原型は科 *Malvaceae*；*Malvaceae* といふ名の原型は屬 *Malva* 屬；*Malva* といふ名の原型は種 *Malva sylvestris* L. である；*Polyporus amboinensis* FRIES といふ名の原型は RUMPH. Herb. Amboin. VI, p. 129, t. 57, fig. 1. の圖と記載である。

勸告：

IV. 新群の名を發表するに際し、著者は其の新名の原型である區分を丁寧に指示すべきである：即ち科には原型屬、屬には原型種、種には原型變種又は標品、この原型は其の群が其の後分けられる場合其の名の適用を決定する。寄生植物、特に菌の新種、新變種又は新品種を記載するに際し原型の寄主植物は指示さるべきである。

V. 屬を再檢するに際し、著者はいづれの種を命名上の原型として解するかを陳述すべきである。

VI. 無管陰花植物の屬に命名上の原型を選択するに際し、植物學者は出來得る場合は、現在通常適用されてある様に屬の名を止める種をえらぶべきである。(佛譯は「其の屬が現在最も屢々適用されてある意味を其の屬の名に保有する種を選ぶがよい」)。

例：*Hypoxyylon* Fr. (Summa Veg. Scand. 383-4). FRIES は最初其の名を 25 種を包含する屬に用ひたのであるが現在では *Ustulina*, *Anthostoma*, *Nummularia*, *Daldinia*, *Sordaria* 等に各々配當されてある。最初の種 *H. ustulatum* を原型としてとると *Ustulina* の名を置き換え、現在 *Hypoxyylon* として知られてある多くの種は他の屬名を必要とする。然しながら若し FRIES の表中の第 II 種、よく知られ廣く分布してある *H. coccineum* を原型として採用すると、*Hypoxyylon* の名はそれの現在の一般の適用に留められ、命名は安定となる。——屬 *Valsa* FR. (Summa Veg. Scand. 410) は現在では數箇の異なる屬中に配置されてある 44 種を包含する。最初の種 *V. Sorbi* は現在 *Eutypella* の種として知られてある。*V. ceratophora* TUR. (*V. decorticans* FR.) を選擇することによつて *Valsa* の名は其の現在の一般の適用に留められ、そして多くの命名上の變更が除かれる¹⁾),

VII. 新群の記載の基礎なる原型は最も大切に保存さるべきである。顯微鏡的陰花植物に於てはプレパラートや原圖、多肉菌に於ては水彩圖と適當に調整された又は乾燥された標品が保存さるべきである。原報告にはこの材料が何處で見られるかを述べるべきである。

第3節 先主權主義の限定：名の發表、出發點、保留 (第19-22條)

1) この種の多くの場合が菌類の間に指摘されるであらう。上記の勸告に従ふことは保留名の長たらしき目錄の必要を廣く除くことになるであらう。

第 19 條 分類群の名はそれが正當に發表されなければ (第 6 節第 37 條參照)、命名規則の下に身分なく (佛譯にては「命名規則に一致せず」)、植物學者の承認を要求出來ない。

第 20 條 正規の植物命名は異なる植物の群に對し次の年代より始まる。

(a) 顯花植物及び羊齒類, 1753年 (LINNAEUS, *Species Plantarum*, ed. 1).

(b) 蘚類, 1801年 (HEDWIG, *Species Muscorum*).

(c) 水蘚と苔類, 1753年 (LINNAEUS, *Species Plantarum* ed. 1).

(d) 地衣類, 1753年 (LINNAEUS, *Species Plantarum* ed. 1).

(e) 菌類中、銹病菌類 (*Uredinales*), 黑穗菌類 (*Ustilaginales*), と腹菌類 (*Gastromycetes*), 1801 (PERSOON, *Synopsis Methodia Fungorum*).

(f) 其の他の菌類は, 1821-1832 (FRIES, *Systema mycologicum*).

(g) 藻類, 1753 (LINNAEUS, *Species Plantarum*, ed. 1).

例外.—*Nostocaceae homocysteeae*, 1892-93 (Gomont, *Monographie des Oscillariées*, in *Ann. Sci. Nat. Bot. sér. 7. VI, 91, VII, 263*).—*Nostocaceae heterocysteeae*, 1886-88 (BORNET et FLAHAULT, *Revision des Nostocacées Hétérocystées* in *Ann. Sci. Nat. Bot. sér. 7. III, 323, IV, 344, V, 51, VII 177*).—*Desmidiaceae*, 1848 (RALFS, *British Desmidiaceae*).—*Oedogoniaceae*, 1900 (HIRN, *Monographie und Iconographie der Oedogoniaceen* in *Act. Soc. Sci. Fenn. XXVII, No. 1*).

(h) 粘菌類, 1753 (LINNAEUS *Species Plantarum* ed. 1).

全ての群の化石植物の命名は 1820年より始まる。

LINNAEUS の *Species Plantarum* 第 1 版 (1753) 及び第 2 版 (1762-63) にあらはれた屬の名に, LINNAEUS の *Genera Plantarum* 第 5 版 (1754) 及び第 6 版 (1764) にこれ等の名の下に書かれた其の後の最初の記載を結び附ける事となつた。

第 21 條 命名規則、及び特に第 20 條に擧げられた年代より出發する先主權の主義の嚴正なる適用に依り、屬の命名に於て不便なる變更を避ける爲めに、規則は例外として保留すべき名の目録を備ふ。これ等の名は其の出版後 50 年間に一般に用ひられ、又は 1890 年迄に専門書又は重要な植物誌に使用されたものがよい。

注意 1. 保留された名目録へは永久に追加し得られるものである。追加すべき名の提案には其の保留に有利及び不利なる場合の詳細なる叙述をとまねばならぬ。かかる提案は執行委員に提出されねばならぬ、委員は種々の分類群に對する特別委員に其の提案を附託する。

注意 2. 保留名の適用は命名上の原型、又は必要又は望ましき場合には代用の原型によつて決定される。

注意 3. 保留名は其の群に對する他のすべての名に對して保留され、それ等が對應せる廢棄名目録に指摘されて居ると否とを問はない、然しこれは其の群が適法の名を有する他の群と合一又は再合されない場合に限る。他の群と合一又は再合される場合には二つの競争せる名の中より早きものが第 56 條に従つて採用される。

注意 4. 保留名はすべてのより早き相似名 (Homonym) に對し保留さる。

例 — 屬名 *Spergularia* J. et C. PRESL (1819) は *Alsine* L. (1753), emend. REICHB. (1832) (= *Delia* DUM. + *Spergularia*) に對して、*Alsine* L. (1753), partim が廢棄名目録にふくまれてゐないが、保留される: *Spergularia* は *Delia* (*Alsine* L. partim) をふくむものとして保留されてゐる。— 屬 *Weihea* SPREG. (1825) が *Oassipourea* AUBL. (1775) と合一される場合には、合一された屬はより早き名 *Oassipourea* を持つことになる、*Oassipourea* は保留名でなく *Weihea* は保留名ではあるがこうなる。— *Mahonia* NUTT. (1818) が *Berberis* L. (1753) と再合される場

合には *Mahonia* は保留されてゐるが結び附けられた属はより早き名 *Berberis* を持つ。——
Nasturtium R. Br. (1812) はたゞ制限された意味に於てのみ、*N. officinale* R. Br. に基礎づ
けられた単型の属に對して保留されてゐる：だからそれが *Rorippa* SCOP. (1760) と再合され
ると、それは *Rorippa* の名を持たねばならぬ。—属名 *Swartzia* SCHREB. (1791) は *Tounata* AUBL.,
Possira AUBL. 及び *Hoelzelia* NECK. に對して 1905 年に保留された、故により早き相似名 *Swartzia*
EHRH. (1787) に對して自動的に保留されてゐる。

第 22 條 其の保留²⁾を提案された名が執行委員によつて假りに賛成された場合には植物
學者は次ぎの萬國植物會議の決定迄それを保留してもよい。(佛譯には「次ぎの萬國植物會議の
決定迄其れを利用する權利を與へられてゐる」)。

第 4 節 其の概念 (categories) に於ける種々なる分類群の命名

(第 23-35 條. 勸告 VIII-XX)

(1) 科以上の級の群の名

勸告：

VIII. 門. 亞門. 綱. 亞綱の名は其れ等の主なる特徴よりとる。此等は希臘又は拉丁系の語にて
複數にてあらはし、同じ性質の群をさす名に與へられた形式と語尾を一致せしめる様にはからは
れる。

例： *Angiospermae*, *Gymnospermae*, *Monocotyledonae*, *Dicotyledonae*, *Pteridophyta*, *Conifera*.
陰花植物中 *Fungi*, *Lichenes*, *Algae* 等の古き科名は超科級の群の名に用ひ得る。

IX. 目は其の主なる科の一つの名に *-ales* の語尾を附して名づけられるがよい。亞目は同じ方
法にて語尾 *-inae* を附して稱ばれる。然し混雜又は誤を起す懼がなければ他の語尾を用ひても
よい。

目の名の例： *Polygonales* (*Polygonaceae* より), *Urticales* (*Urticaceae* より), *Glumiflorae*,
Centrospermae, *Parietales*, *Tubiflorae*, *Microspermae*, *Contortae*. 亞目の名の例： *Bromeliinae*
(*Bromeliaceae* より), *Malvinae* (*Malvaceae* より), *Tricoccae*, *Enantiblastae*.

(2) 科及び亞科、族及び亞族の名

第 23 條 科の名は現在の又は古い属の一つの名より採用され *-aceae* に終る。(佛譯には「其
の中の一つの属の名又は古い属名に *-aceae* をつける」)。

例： *Rosaceae* (*Rosa* より), *Salicaceae* (*Salix* より), *Caryophyllaceae* (リンネ以前の属 *Caryo-*
phylus より)。

例外：(1) 次ぎの名は長年月使用の結果規則の例外として取り扱はる：*Palmae*, *Gramineae*,
Oruciferae, *Leguminosae*, *Guttiferae*, *Umbelliferae*, *Labiatae*, *Compositae*. 然しながら植物學者は
-aceae に終る適當なる名を代りに用ふることを得。(2) *Papilionaceae* を獨立科と看做す人はこ
の名は上記の方法により作られてはいないがこの名を用ふる。

規則特に先主權の主義の嚴正なる適用により科の命名に不利なる變更を除く爲め例外として
保留さるべき名の目録が準備されるであろう。(追加 II)。

第 24 條 亞科の名は其の群の一つの属の名より採り *-oideae* の語尾を附す、族にても同様に
して語尾 *-eae* を附け、亞族には *-inae* を附す。

1) 提案されたる保留名の目録を見よ。

2) 科の保留名の目録が準備さるべきである。

亞科の例：*Asphodeloideae* (*Asphodelus*より), *Rumicoideae* (*Rumex*より); 族：*Asclepiadeae* (*Asclepias*より), *Phyllanthaceae* (*Phyllanthus*より); 亞族：*Metastelmatinae* (*Metastelma*より), *Madiinae* (*Madia*より).

(3) 屬及び屬の區分の名.

第 25 條 屬の名は實名詞(或は實名詞として用ひらるゝ形容詞)にて單數、大文字にて記し吾人の姓に匹敵する。此等の名は如何なる起源のものにても宜く絶對的勝手な方法により作られてもよい。

例：*Rosa*, *Convolvulus*, *Hedysarum*, *Bertramia*, *Liquidambar*, *Gloriosa*, *Impatiens*, *Mamihot*, *Ifloga Filago*の字謎

勸告 X. 屬名を作る植物學者は次ぎなる勸告に注意し判斷雅致を示すべきである:—

- (a) 餘り長い又は發音しにくい名を作らぬこと。
- (b) 植物に又は少くとも科學に全く關係なき人、或ひは全く知られない人に屬の名を呈せぬこと。
- (c) 土語より名を採らぬこと、但し其の名が屢々旅行紀に引用されてゐて拉丁語か又は文明國語に採用し得られる氣持よき形式を持つものはこの限りでない。
- (d) 出來れば其の名の語尾又は形式に依り其の屬の近縁又は類似を指示せしむること。
- (e) 名詞として用ひられた形容詞を避くること。
- (f) 亞屬や節の名の形式の名を屬にあたえぬこと (例：*Eusideroxylon* は *Lauraceae* の屬に與へられた名である。然しながらこれは正常であつて變更することは出來ぬ)。
- (g) 異なつた國語からの言語を結合して名を作らぬこと (Nomina hybrida)

第 26 條 亞屬及び節の名は通常屬の名に似た實名詞である。亞節及び屬の他の下級區分の名は屬名と性に於て一致する複數の形容詞で大文字にて書くか又は順序の數字又は文字により置きかえられてもよい。

例。— 實名詞：*Fraxinaster*, *Trifoliastrium*, *Adenosilla*, *Euhermannia*, *Archieracium*, *Micromelilotus*, *Pseudinga*, *Heterodraba*, *Gymnocinum*, *Neoplantago*, *Stachyotypus*—形容詞：*Pleostylae*, *Fimbriati*, *Bibracteolata*.

勸告：

IX. 亞屬又は節の名を作る植物學者は上記の勸告及び亦次ぎなるものに留意して遺憾なくやるべきである。

(a) 出來れば屬の主要なる區分に屬のよをある修飾又は追加によつて思ひ起こさせる様なものを選ぶこと。即ち若しそれが希臘語起原なれば *Eu* を屬名の始めに、拉丁語なれば名の後に *-astrum*, *-ell*, 或ひは拉丁語の文法と習慣に一致せる他のいづれかの修飾をつけること。

例：*Eucardamine* (*Cardamine*より), *Trifoliastrium* (*Trifolium*より), *Drabella* (*Draba*より)。

(b) それが屬する屬の名前に *-oides* 又は *-opsis* の語尾を持った名を亞屬又は節に與へるのをさけること：然しこれに反して他の屬に似るところの節に對しそれが希臘語原ならば節の名を作るために他の屬の名に *-oides* 又は *-opsis* を追加することにより、節にこの語尾を附することは好い。

(c) 既に他の屬にてこの様に用ひられてゐる名又はある屬の名であるものを、亞屬又は節の名として採用することをさけること。

(d) 屬の同級の區分に名詞の形式の名と複數形容詞の形式の名とを一括に用ひることはさけるべきである：前者は主として亞屬及び節に、後者は亞節、列及び亞列に用ひらるべきである。

XII. 亞屬又は節(又は特殊なる種が屬する他の區分)の名を、屬名、種的形容詞と一緒に指示する必要がある場合は區分の名は、其の二つ(必要なときは區分の級も亦指示される)の間へ括弧の中に入れる。

例: *Astragalus (Oycloglottis) Contortuplicatus*; *Loranthus (Sect. Ischnanthus) gabonensis*.

(4) 種の名(二つの名)

第27條 種の名は屬の名と一つの種的性質形容詞とよりなる二つの組合せである。若しも性質形容詞が二つ又はそれ以上の言語よりなる時はこれ等は合体されるか又はハイフンにより結び附けられねばならぬ。リンネ氏に依り提案された種の性質形容詞の一部をなす符牒は轉寫しなければならぬ。

種の性質形容詞は、形容詞の形で、實名詞として用ひられてゐない時は屬名と性に於て一致する。

例, — *Cornus sanguinea*, *Dianthus monspessulanus*, *Papaver Rhoeas*, *Uromyces Fabae*, *Fumaria Gussonei*, *Geranium Robertianum*, *Embelia Sarasinorum*, *Atropa Belladonna*, *Impatiens nolitangere*, *Adiantum Copillus-Veneris*. — *Scandix Pecten* ♀ L. は *Scandix Pecten-Verneris* として轉寫されねばならぬ; *Veronica Anagalis* ∇ L. は *Veronica Anagalis-aquatica* として轉寫されねばならぬ。 — *Helleborus niger*, *Brassica, nigra*, *Verbascum nigrum*.

勸告:

XIII. 種的性質形容詞は一般にその種の外觀、特徴、起原、歴史又は特質を指示すべきである。若し人名より採る時は其の種を發見又は記載し或ひは何か其の種に關係ある人の名を採るべきである。

XV. 男子・女子・國・地方等の名を種的性質形容詞として用ひる場合には屬格の實名詞 (*Olusii, saharae*) か形容詞 (*Olusianus, dahuricus*) とする。將來同じ屬の中の二つの異つた種を指示するのに同じ性質形容詞の屬格の形と形容詞の形とを用ひる事を避けるのはよい: 例へば *Lysimachia Hemsleyana* MAXIM. (1891) 及び *L. Hemsleyi* FRANCH. (1895) である。

XV. 種名を作るに際し植物學者は次ぎなる勸告に留意するがよい: —

- (a) 甚しく長き又は發音困難なるものを避けること。
- (b) 其の屬の全部又は殆んどすべての種に共通なる特徴をあらわす名を避けること。
- (c) 其の種が全く小地方に限らるる際を除き餘り知られぬ地方又は小地方の名を用ひるのを避けること。
- (d) 同じ屬中で大變よく似た名、特にたゞ最後の一字のみにて異なる名は避けること。
- (e) 旅行者のノートや腊葉庫中にある未出版の名を採用せぬこと、其の名を附した人が出版を承諾した場合のみ其の人の名を附して出版すべきである。
- (f) 發見もせず、記載もせず、圖解もせず又少しも其の種を研究したことの無い人の名を種名につけぬこと。
- (g) ある近縁の屬に既に使用された名は避けること。
- (h) 二つ又はそれ以上の語(ハイフンにて結合された)よりなる名を避けること。
- (i) 屬名と同意味の種名を附けぬこと(重複)

(5) 種より下級の群の名(三つの名)

第28條 亞種及び變種の性質形容詞は種のものに如くに作られ最高級より始まり順次に遞下する。形容詞の形であつて實名詞として用ひられてゐない場合は屬の名と性に於て一致する。亞變種、品種又は野生の僅かの又は一時的の變型にても同様である。種の小區分に對する二命名

法を用ひることを許さない。より複雑なる名を三つの組合せに縮小してもよい。

例： *Andropogon ternatus* subsp. *macrothrix* (*Andropogon macrothrix* 又は *Andropogon ternatus* subsp. *A. macrothrix* でない)； *Herniaria hirsuta* var. *diandra* (*Herniaria diandra* 又は *Herniaria hirsuta* var. *H. diandra* ではない)； *Trifolium stellatum* forma *natum* (*nana* デナイ)。*Saxifraga aizoon* subforma *sarculosa* ENGL. et IRMSCH. は *Saxifraga aizoon* var. *typica* subvar. *brevifolia* forma *multicaulis* subforma *sarculosa* ENGL. et IRMSCH. の代りに用ひてもよい。

第 29 條 異なる種の小区分には同じ性質形容詞を用ひてもよい、そして一つの種の小区分は他の種と同じ性質形容詞を持つてもよい。

例： *Rosa Jundzillii* var. *leioclada* 及び *Rosa glutinosa* var. *leioclada*； *Viola tricolor* var. *hirta* は既に *Viola hirta* と呼ばれる異なる種が存在するにもかかわらずかまはぬ。

第 30 條 同じ種の二つの小区分は級を異にして居つても同じ小区分の性質形容詞を持つ事は出来ない。然し同じ原型に基くものはこの限りではない。若しもより早い小区分の名が(三つの組合せ)正當に出版されておれば、後の者は不當なもので廢棄されねばならぬ。

例：三組合せ *Biscutella didyma* subsp. *apula* BRIQ. 及び *Biscutella didyma* var. *apula* *Halocsy* (*Briquet, Prodr. Fl. Corse, II, 107, 108: 1913* を見よ) は兩方共に用ひられる、それはこれ等は同じ原型に基づくもので一方が他方を含むからである。

次ぎなるものは正しくない：*Erysimum hieracifolium* subsp. *strictum* var. *longisiliquum* 及び *E. hieracifolium* subsp. *pannonicum* var. *longisiliquum*——同じ種に於いて同じ名を有する二つの變種を許す命名法の一型)。

Andropogon Sorghum subsp. *halepensis* var. *halepensis* HACK. は許さるべきである：二つの小区分は同じ性質形容詞を有するが *A. halepensis* BROU. といふ同じ原型に基く從屬的等級をあらはしてゐる、そして下級の小区分の性質形容詞が限定された意味に用られてゐる以外には同意義を有つてゐる。

勸告：

XVI. 種の性質形容詞に對しての勸告は種の小区分の性質形容詞にも同様に適合する。

XVII. 特品種 (forma specialis) は寄主種の後に名づけられるがよい(佛譯には「寄主種の名を屬格で持つがよい」)：必要な場合には二重名が用ひられてもよい。

例：*Puccinia Hieracii* f. sp. *villosi*； *Pucciniastrum Epilobii* f. sp. *Abieti-Chamaenii*.

XVIII. 植物學者はより高き小区分の名又は種の名の原型を含む種の小区分に新しい性質形容詞を與へるのを避けるべきである。それ等は同じ性質形容詞に接頭語をつけ又はつけずに繰り返すか、慣用の性質形容詞 *typicus*, *genuinus*, *originarius* 等の一つを用ひるべきである。

例：*Andropogon caricosus* subsp. *mollissimus* var. *mollissimus* HACKEL； *Arthraxon ciliaris* subsp. *Langsdorfii* var. *genuinus* HACK.

XIX. 種の小区分に新しい性質形容詞を提案する植物學者は種として又は他の種の小区分として同じ屬に以前に用ひられたものは避けること。(未完)

耿以禮氏：——歐亞產禾本科之一新屬 *Cleistogenes* (Y. L. KENG:——A New Generic Name, *Cleistogenes*, in the Grasses of Euarsia, in *Sinensia* 5 (1934) 147-157.

Cleistogenes KENG と云ふのは從來 *Diplachne* として知られて居たテウセンガリヤ